

一般財団法人京都府交通安全協会

定 款

一般財団法人京都府交通安全協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人京都府交通安全協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、京都府内において府民の交通安全に関する意識の高揚を図る事業等を行い、道路における交通の安全と円滑の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 交通事故防止その他交通安全に関する広報啓発
- (2) 交通事故防止その他交通安全に関する調査研究
- (3) 地域及び職域の交通安全活動に対する支援
- (4) 交通事故その他交通問題に関する相談への対応
- (5) 交通安全に功労のあった者及び団体に対する表彰
- (6) 京都府内の各警察署単位に設置されている交通安全協会（以下「単位協会」という。）の事業遂行に関する連絡及び助言
- (7) 行政機関等から委託・指定等を受けた事業
- (8) 交通従事者の素質向上のための諸施設の経営
- (9) 交通安全に関する物品等の斡旋、販売及び便宜供与事業
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 財産及び会計

(財産の構成及び管理)

第5条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
 - (2) 寄附金品
 - (3) 財産から生じる収入
 - (4) 事業に伴う収入
 - (5) その他の収入
- 2 この法人の財産は、法令及びこの定款の定めるところにより、代表理事（以下「会長」という。）が管理する。

（基本財産）

第6条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、若しくは信託銀行に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。
- 4 基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

（寄附金品）

第7条 この法人に寄附された金品の取り扱いについては、理事会が別に定めるところによる。

（経費の支弁）

第8条 この法人の経費は、基本財産以外の財産をもって支弁する。

- 2 経費支弁等のため資金の借入をしようとするときは、短期借入金を除き、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

（事業年度）

第9条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第10条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を受けなければならない。また、これを変更する場合も同様とする。

- 2 やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長が理事会の決議を得て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて、収入・支出を行うことがで

きる。

この場合、当該収入・支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

- 3 前2項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 公益目的支出計画実施報告書
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号及び第3号の書類については、その内容を報告し、第4号及び第5号の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、この法人の定款並びに評議員、理事及び監事の名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第12条 この法人に評議員5人以上11人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

(評議員の任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第15条 評議員に対しては、各年度の総額が2,200,000円を超えない範囲で評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後2箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第20条 評議員会の議長は、評議員会の決議によって評議員の中から選定する。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他の法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

なお、理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員の全員が書面又は電磁的記録により、同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなす。

(理事及び監事の説明義務)

第22条 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 評議員会の議長及び評議員会の決議により評議員の中から選定された議事録署名人は、議事録に署名押印する。

3 議事録は、評議員会の日から主たる事務所に10年間備え置くものとする。

第6章 役員

(役員の設定)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 9人以上15人以内

(2) 監事 2人以上3人以内

- 2 理事のうち1人を会長、3人以内を副会長、1人を専務理事、3人以内を常務理事とする。
- 3 前項の会長は、法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
なお、前項の副会長は法人法上の理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。

- 2 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 3 前条第2項の会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、前項の調査により、不正の事実を発見したときには、遅滞なく、これを理事会に報告しなければならない。
この場合、会長に対し理事会の招集を請求し、その理事会に出席して必要な意見を述べることができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時

までとする。

- 4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

- 2 評議員会は、理事又は監事の解任について決議をする前に、当該役員に対し弁明の機会を与えることができる。

(役員報酬等)

第30条 理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問等)

第31条 この法人に、次の顧問及び参与（以下「顧問等」という。）を置くことができる。

(1) 顧問 2人以内

(2) 参与 2人以内

- 2 顧問等は、評議員会の決議により学識経験者の中から選任する。
- 3 顧問等は、会長又は理事の諮問に応じて、意見を述べるほか、会長又は理事の求めに応じ会議に出席して意見を述べるができる。
- 4 顧問等の任期、解任、報酬等は、前3条の理事に関する規定に準拠する。

第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び業務執行理事の選定及び解職

- 2 理事会は、法人法第90条第4項に規定する重要な業務執行を、各理事に

委任することができない。

(招集及び報告の省略)

第34条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 監事は、理事の不正行為等を認め、理事会に報告する必要があるときは、理事会の招集権者である理事に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 4 理事会の招集は、招集日の1週間前までに、各理事に対し通知を発して行わなければならない。
- 5 理事又は監事が、理事又は監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。ただし、会長の職務執行状況報告については、省略をすることができない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長が行う。ただし、会長が欠席したときは、理事会の決議により理事の中から選定した者が行う。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名押印する。
- 3 前項の議事録は、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第8章 会員

(会員)

第38条 この法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 名誉会員 学識経験者又はこの法人のために特に功労がある者で、理事会が承認したもの
- (2) 普通会員 単位協会の長の職にある者で、理事会が承認したもの
- (3) 特別会員 この法人の目的に賛同して会員になろうとする者で、理事会が承認したもの

- 2 会員は、この法人が行う事業に対し、連携・協力するものとする。
- 3 会員が寄附した金品の取り扱いについては、第7条に規定するところによる。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第39条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、第3条、第4条及び第13条についても適用する。

(解散)

- 第40条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

- 第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
- 2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(届け出)

- 第42条 前2条の規定が変更になったときには、遅滞なく、その旨を京都府知事に届け出るものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

- 第43条 この法人の公告は、電子公告により行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって、前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 事務局

(設置等)

- 第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

- 3 事務局長及び部長は、理事会の承認を得て会長が任免し、他の職員は会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(報酬等)

第45条 事務局長等職員の報酬等は、評議員会において別に定めるところによる。

第12章 補則

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、第17条及び第33条に規定する権限等に基づき、評議員会又は理事会の決議により、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第9条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は、次に掲げる者とする。

大 倉 敬 一

別表 (略)